

## 山梨県合同輸血療法委員会 I & A 委員会開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本県の安全で適正な輸血療法の推進の参考とするため、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する山梨県合同輸血療法委員会 I & A 委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (意見を求める事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 輸血医療に関する相互査察の実施に関する事項。
- (2) その他、血液製剤の適正使用の推進に関する事項。

### (構成員)

第3条 委員会は、意見を求める事項に関して別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、福祉保健部長が依頼する委員をもって構成する。

### (会議及び査察)

第4条 委員会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 査察対象の選定及び医療機関への実施の通知は、福祉保健部長が行う。
- 6 査察の結果は、福祉保健部長が医療機関の長あてに通知する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は福祉保健部衛生薬務課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表

委員会の名称	委員の要件
山梨県合同輸血療法委員会 I & A委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 医療機関で輸血療法を担当する医師、看護師、臨床検査技師及び薬剤師</li><li>2 血液センターの医師、看護師、臨床検査技師及び薬剤師</li><li>3 県の職員</li></ol>